現況地積申出書

垂井町長　様

　　　令和　　　　年　　　月　　　日

納税義務者（所有者）

住　　　所

氏名（名称）

（電話番号：　　　　　　　　　　　　）

　下記の土地の地積を実測したところ、登記簿に登記されている地積と現況地積（実測地積）に相違がありましたので、地積測量図等の測量図面を添えて申し出ます。

　また、地積更正登記又は分筆登記については、現在、諸般の事情により登記申請することができないため、登記ができる状況になった場合には、直ちに地積更正登記又は分筆登記をします。

なお、申出内容に相違がある場合は、登記地積で課税されることに異議はありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の所在 | 　不破郡垂井町 |
| 登記地積 | 　　　　　　㎡ | 現況地積 | 　　㎡ |
| 添付書類 | 地積測量図・確定測量図・その他（　　　　　　　　　　　　　） |

注１　添付書類は、筆界にかかる隣接地所有者の承諾を得て、土地家屋調査士や測量士の資格を有した者が測量した図面（少なくとも不動産登記規則第７７条に規定される事項が記録された測量図）で、作成者の署名または記名押印があるものとします。

　２　申請のあった日の属する年の翌年度から現況の地積での課税となります。

　３　記載欄等の不足により記入ができない場合は、当申出書に別紙（任意様式）を添付して申出することもできます。

　４　この申出は登記簿上の地積を変更するものではありません。届出日以降、登記地積が変化する登記が行われた場合には、当該登記地積が適用されます。

（参考）

○不動産登記規則

第七十四条　土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）は、〇・二ミリメートル以下の細線により、図形を鮮明に表示しなければならない。

２　前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日を記録し、申請人が記名するとともに、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。

３　第一項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、別記第一号及び第二号の様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

第七十七条　地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一　地番区域の名称

二　方位

三　縮尺

四　地番（隣接地の地番を含む。）

五　地積及びその求積方法

六　筆界点間の距離

七　国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

八　基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値

九　境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示

十　測量の年月日

２　近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

３　第一項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

４　地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

５　第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。